

法令等に基づく申請等の手続における旧姓使用について

令和8年3月5日

法令及び国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センターの規程等に基づく申請、届出、通知等における旧姓(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)の使用について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 申請者等が、申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧姓併記を希望する場合は、旧姓を併記することができます。
- 2 旧姓の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍氏に加えて括弧書きで旧姓を記載することをいいます。
- 3 上記1による手続において、本人確認のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧姓を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類を提示又は提出してください。